主 文 原判決中控訴人敗訴の部分を取消す。 右の部分につき被控訴人の請求を棄却する。 訴訟費用は第一、二審とも被控訴人の負担とする。

事 実

控訴代理人は主文と同旨の判決を求め、被控訴代理人は控訴棄却の判決を求め た。

当事者双方の事実上ならびに法律上の陳述および証拠の関係は、控訴代理人が乙第一〇号証を提出し、当審における控訴人Aの本人尋問の結果を援用し、被控訴代理人が右乙号証の成立を認める、と述べたほかは原判決の事実摘示のとおりであるから、ここにこれを引用する。

理 由

一、 原判決事実摘示中の請求原因一および二の事実ならびに前件訴訟における 主たる争点が同四のなかに記載されているとおりであつたこと、はいずれも当事者 間に争がない。

そこで、控訴人の提起した前件訴訟についてこれをみると、被控訴人はまず、控訴人がBから被控訴人への前件訴訟における係争地(以下本件土地という)の賃貸人の地位の承継につき合意の成立がなかつたこと、したがつてまた控訴人はその賃借権を被控訴人に対抗しえないこと、を知りながら前件訴訟を提起したというが、控訴人が前件訴訟を提起するについて右の点を知つていたことについてはこれを認めるに足る何らの証拠もない。

そして控訴人が前件訴訟を提起するに至つた経緯をみると、いずれも成立に争いのない甲第一〇号証の二、甲第一九号証の二、甲第三九号証の二、甲第五五号証の二(乙第八号証の二)、甲第八三号証(乙第九号証の二)の各記載内容、成立に争のない甲第三号証の八および九、甲第九〇号証、乙第一ないし第四号証、乙第一〇号証、原審証人Cの証言原審における被控訴本人尋問の結果、原審ならびに当審における控訴本人尋問の結果(甲第五五号証の二の記載内容および原審証人Cの証言については、いず四十二となると、次の各事実が認められる。

1 控訴人は昭年三年六月頃Bから本件土地を建物所有の目的で賃借し、そこに階下二六坪余、二階二二坪余の住宅を建てて居住し、隣地に病院を建てて医院を経営していたが、右住宅は昭和二〇年四月強制疎開のため除却され、また右土地は同年九月米国進駐軍のため接収され、昭和三〇年九月接収解除となつたこと、2

被控訴人が右土地を買受けた昭和一九年二月頃、Bの父のDは同人と同年輩の男を伴つて控訴人方を訪れ、「今度この人に土地を譲渡したから、今後はこの人に生地を支払つて貫いたい」という趣旨の申入をしたので、控訴人は、その男が被控訴人の夫であるか又はその代理の者で、被控訴人は土地賃貸人としての地位の承継についても異議なくこれを諒承し、引続いて控訴人に賃貸してくれるものと信じてらの疑ももたず、またその後被控訴人から土地の明渡を求められたこともなかつたこと、3. 控訴人はこれよりさきの昭和一八年頃空襲の激化に伴い藤沢市鵠沼に居を移して病院に通い、本件土地の地代はB所有の当時は毎月Bが控訴人方の病院に取立てに赴いていたので、控訴人は病院の事務の者に支払をさせており、被控訴

甲第五五号証の二の記載内容および原審証人Cの証言中右認定に反する部分は採用しない。

被控訴人は、控訴人が被控訴人に対し本件土地の地代の支払をしたことがなく、またその領収証もなくして賃借権ありと信ずるわけがないと主張するが、前に掲記の二の各記載内容および原審ならびに当審ならびに当審ならびに当議人の本人尋問の結果によると、控訴人の言い分としては、「被控訴人が担訴人の本人尋問のと同道して新地主と称して来訪した前記の明代を取りに来たので、同人に支払つた、領収書も受取つたがその後病院が戦に遭つたときに焼失した」というのであつて、この供述を虚偽と断定すがなる地代の支払をした事実がないであった。この地代は被控訴人が本件土地を買受けた昭和一九年二月から、年四月がはしていたのをがなるとには、この極めて短期間のもので、控訴人はその間は前記認定のように病院の事務員別とに対して地代の支払をしていたのであって、当時は戦争の激化に対して地代の支払をしていたのときない。

被控訴人は更に、控訴人は本件地上の建物には登記がないことを知つていたから、その借地権を被控訴人に対抗しえないことを知らなかつたことにつき過失がある、というが、右建物にはその登記がなかつたからこそ前件訴訟において賃貸人の地位の承継についての合意の成否が問題となつたわけであつて、控訴人が右訴訟において登記ある地上建物の存在による借地権の対抗力を主張したのでないことは、被控訴人の主張自体からして明かなところであるから、この点は前件訴訟提起の当否を判断するについて全く関係のない事項である。

上で訴人が前件訴訟を提起するに至った経緯が以上のとおりであるとすれば、この訴の提起については相応の理由があったというべきで、これを目して前記のような趣旨において違法と判断すべき何らの事由をも見出すことができないのである。したがつて右訴の提起は不法行為に該当しないものといわなければならない。

三、 よつて被控訴人の本訴請求は失当であるから、原判決中被控訴人勝訴の部分を取消し、右請求を棄却し、訴訟費用の負担について民事訴訟法第九六条、第八九条を適用して主文のとおり判決する。

(裁判長裁判官 小川善吉 裁判官 松永信和 裁判官 川口冨男)